



保福第286-5号  
令和4年9月20日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長

医療法第6条の3の規定に基づく医療機能情報提供制度（かごしま医療情報ネット）  
に係る報告について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。  
標記については、医療法第6条の3第1項に基づき、基本情報については速やかに、  
その他情報については年1回以上都道府県知事に報告することとされており、本県で  
は毎年10月1日における医療機能情報を同年11月末までに報告することとしているところです（別添参照）。

しかしながら、一部の病院等の管理者にあっては、この報告を適切に行っていないところがあるため、下記の団体等に対して、別添(写)のとおり周知したところです。

ついては、これらの団体等に属さない病院等の管理者に対しては、貴保健所から周知してくださるようお願いいたします。

記

別途依頼済みの団体等

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ・鹿児島県（郡市）医師会        | ・鹿児島県（市郡）歯科医師会 |
| ・（医）徳洲会が開設する病院及び診療所 | ・鹿児島大学病院       |

〈参考条文〉

医療法第6条の3

病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

（略）

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項及び第2項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

（略）

保健医療福祉課医務係（担当：原）  
TEL 099(286)2707  
Mail imushika@pref.kagoshima.lg.jp

## 医療機能情報の公表に関するお知らせ

### 1 医療機能情報提供制度の概要

- 病院・診療所（医科・歯科）・助産所の管理者は、住民・患者が適切に医療機関を選択できるよう、医療法に基づき、医療機能に関する情報を県知事に報告することとされています（平成19年度から義務化）。
- 医療法に基づく各種届出（所在地、診療科目の変更等の届出）や社会保  
診療による届出等は、別途必要となります。
- 県は、医療機関から報告された医療機能情報をインターネット上で公表します。そのため、県のホームページ上で「かごしま医療情報ネット」を運用しています。

### 2 「かごしま医療情報ネット」へのログイン方法

- 鹿児島県庁ホームページ（トップページ）  
 →「医療機関の情報」ボタンをクリック  
 →「かごしま医療情報ネット」トップページ  
 →右下部の「関係者ログイン」ボタンをクリック  
 →ID・パスワードを入力し「ログイン」ボタンをクリック



※ 利用者ID・パスワードの分からぬ医療機関におかれでは、医療機関の所在地が鹿児島市内の場合は保健医療福祉課医務係へ、鹿児島市外の場合は最寄りの各地域振興局・支庁保健福祉環境部地域保健福祉課指導監査(介護)係へお問い合わせください。なお、連絡先は別紙をご覧ください。

### 3 医療機能情報別の報告頻度

	基本情報	定期情報（※基本情報以外の情報）
情報の内容	名称、開設者、管理者、所在地、電話、FAX、診療科目、診療日、診療時間、病床種別・許可病床数	対応可能な疾患、治療内容、保有施設、医療従事者の人員配置 等
報告頻度	修正があった時に随時報告	<p><u>年1回報告</u>  <u>報告期間：毎年10月1日～11月30日</u></p> <p><u>※毎年10月1日現在の情報を11月30日までに入力</u>  <u>※特に変更事項が無くても、編集画面に入り、登録完了ボタンを押してください</u></p>

#### 4 報告方法

インターネット又は書面による報告が可能です。

	インターネットによる報告	書面による報告
情報公開までの手順	<p>① 「かごしま医療情報ネット」にログインし、入力 ② 県において入力内容の確認（必要に応じて情報の差し戻し） ③ 公開</p>	<p>① 様式（書面）に記入 ② 県へ提出（郵送） ③ 県において「かごしま医療情報ネット」システムへ代行入力 ④ 公開</p>

##### ※ 書面報告の提出先

- 鹿児島市の医療機関 → 県庁保健医療福祉課
- 鹿児島市外の医療機関 → 所管の保健所（地域保健福祉課）

##### ※ 書面報告の様式

以下により、鹿児島県ホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/r3-iryojohonet.html>  
ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 >  
医務 > 医療機能情報の報告について



##### インターネットによる報告のおすすめ

- ①システムへの入力により、報告が完了するため、手續が簡便
- ②医療機関の地図情報（システム上の機能）の登録が可能  
→ 書面報告の場合、この機能は利用できません。
- ③速やかな情報公開が可能  
→ 書面報告の場合、県がシステムに代行入力する等の事務処理に時間を見るため、情報公開まで時間がかかります。

**別紙**

**☆利用者IDの分からぬ方の連絡先一覧**

(鹿児島市)

名称	住所	電話番号	所管区域
くらし保健福祉部保健医療福祉課 医務係	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2707	鹿児島市内

(鹿児島市以外)

名称	住所	電話番号	所管区域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査介護係 (伊集院保健所)	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301	鹿児島郡, 日置市, いちき串木野市
南薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (加世田保健所)	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1	0993-53-8001	枕崎市, 南さつま町, 南九州市, 指宿市
北薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (川薩保健所)	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166	薩摩川内市, 薩摩郡, 出水市, 阿久根市, 出水郡
姶良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (姶良保健所)	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7963	霧島市, 姶良市, 姶良郡, 伊佐市
大隅地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (鹿屋保健所)	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2125	鹿屋市, 垂水市, 肝属郡, 曾於市, 志布志市, 曾於郡
熊毛支庁 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査介護係 (西之表保健所)	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-1830	西之表市, 熊毛郡
大島支庁 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査係 (名瀬保健所)	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7246	奄美市, 大島郡